

佐伯市ICT活用工事（基礎工）試行要領

（令和6年5月8改訂）

1 目的

本要領は、佐伯市が発注するICT活用工事（基礎工）の試行に際して必要な事項を定めたものである。

2 ICT活用工事

（1）概要

ICT活用工事とは、施工プロセスの全ての段階において、以下に示すICT施工技術を全面的に活用する工事である。

（2）ICT活用施工

次のア、イ、エ、オの全ての段階でICT施工技術を活用することをICT活用施工という。

- ア 3次元起工測量
- イ 3次元設計データ作成
- ウ 該当無し
- エ 3次元出来形管理等の施工管理
- オ 3次元データの納品

（3）ICT施工技術の具体的な内容

ICT施工技術の具体的な内容については、次のア～オ及び別添－1によるものとする。

ア 3次元起工測量

起工測量において、3次元測量データを取得するため、下記（ア）～（ク）から選択（複数以上可）して測量を行うものとする。

起工測量にあたっては、施工現場の環境条件により、面的な計測のほか、管理断面及び変化点の計測による測量を選択してもICT活用工事とする。

また、基礎工の関連施工としてICT土工が行われる場合、その起工測量データ及び施工用データを活用することができるものとし、ICT活用とする。

（ア）空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量

（イ）地上型レーザースキャナーを用いた起工測量

（ウ）TS等光波方式を用いた起工測量

（エ）TS（ノンプリズム方式）を用いた起工測量

（オ）RTK-GNSSを用いた起工測量

（カ）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量

（キ）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量

（ク）その他の3次元計測技術を用いた起工測量

イ 3次元設計データ作成

アで計測した測量データと、発注者が貸与する発注図データを用いて、3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成する。

3次元設計データ作成はICT土工と合わせて行うが、ICT基礎工の施工管理においては、
3次元設計データ（TIN）形式での作成は必須としない。

ウ ICT建設機械による施工

基礎工においては該当無し

エ 3次元出来形管理等の施工管理

基礎工の施工管理において、下記に示す方法により出来形管理を実施する。

(ア) 出来形管理

下記a～hから選択（複数以上可）して、出来形管理を行うものとする。

- a 空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理
- b 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- c TS等光波方式を用いた出来形管理
- d TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理
- e RTK-GNSSを用いた出来形管理
- f 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- g 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- h その他の3次元計測技術を用いた出来形管理

なお、計測装置位置と計測対象箇所との離隔・位置関係によりア)～ク)のICTを用いた計測においては、精度確保が困難となる箇所や繰り返し計測を行うことが必要となる箇所等も想定される。当該箇所においては、施工段階における出来形計測結果が判る写真・画像データ等と併用するなど、他の計測技術による出来形管理を行っても良いものとし監督職員と協議する

(イ) 出来形管理基準および規格値

出来形管理基準および規格値については、現行の基準および規格値を用いる。厚さ管理は本要領の対象外とする。出来形の算出は、上記①で定める計測技術を用い下記iの計測要領による

- i 3次元計測技術を用いた出来形計測要領

(ウ) 出来形管理帳票

現行の出来形管理帳票、出来高整理資料を作成する。また、出来形の3次元計測結果が計測（管理）すべき断面上あるいは測線上にあることを示す適用工種の3次元設計データあるいは平面図を提出することとする。

オ 3次元データの納品

エによる3次元施工管理データを、工事完成図書として電子納品する。

（4）ICT活用工事の対象

ICT活用工事の対象は、「一般土木工事」のうち、下記に該当する工事とする。

ア 対象工種

ICT活用工事の対象は、工事工種体系ツリーにおける下記の工種とする。

(ア) 矢板工

(イ) 既成杭工

(ウ) 場所打杭工

2) 適用対象外

従来施工において、土工の土木工事施工管理基準（出来形管理基準及び規格値）を適用していない工事は、適用対象外とする。

3 ICT 活用工事の実施方法

(1) 発注方式

ICT 活用工事の発注は、下記によるものとする。

ア 受注者希望型

対象工種のうち、発注者が指定する工事

なお、ICT 活用工事として発注していない工事において、受注者からの希望があった場合は、受発注者間の協議により、ICT 活用工事として事後設定できるものとし、受注者希望型と同様の取扱いとする。

(2) 発注における入札公告等

発注者は、ICT 活用工事を発注する場合、その旨を特記仕様書に記載するものとする。

記載例を別添一-2（受注者希望型）に示すが、記載例にないものについては、別途作成するものとする。

(3) 計画書の提出及び活用の範囲

ア 受注者希望型

受注者は、ICT 施工技術の活用を希望する場合、契約後、発注者へ工事打合簿で ICT 活用計画書（別添一-3）を提出し、受発注者間の協議により、ICT 活用工事を実施することができるものとする。

なお、ICT 施工技術の活用については、上記 2 (2) のア、イ、エ、オのうち、イ、エ、オ段階については必須とし、ア段階については、受注者の希望により活用の有無を選択できるものとする。（以下、「部分活用」という。）

また、実施する場合、基本的には基礎工の施工範囲の全てで適用するが、具体的な工事内容及び対象範囲を監督員と協議するものとし、実施内容等については、施工計画書に記載するものとする。

(4) ICT 活用工事の実施フロー

別添一-4のフローを参考に、ICT 活用工事を実施する。

4 工事成績評定における措置

(1) ICT 活用工事における評価

ICT 活用施工を実施した場合、発注方式に関わらず、「創意工夫」において評価するものとする。

なお、上記 2 (2) ア、イ、エ、オの全ての段階で ICT 施工技術を全面的に活用した場合は、2 点を加点、部分活用した場合は、1 点を加点する。

5 ICT 活用工事の導入における留意点

受注者が円滑に ICT 施工技術を導入・活用できる環境整備として、以下を実施するものとする。

(1) 施工管理、監督・検査の対応

ICT 活用施工を実施するにあたって、別途定められている施工管理要領、監督・検査要領（別添一 1 【関連要領等一覧】）に基づき、監督・検査を実施するものとする。なお、要領、基準類の改訂や新たに基準類が定められた場合は、監督員と協議の上、最新の基準類に基づき実施するものとする。

監督員及び検査員は、活用効果に関する調査等のために別途費用を計上して二重管理を実施する場合を除いて、受注者に従来手法との二重管理を求めないこととする。

(2) 3次元設計データ等の貸与

ア 3次元起工測量及び3次元設計データ作成

ICT 活用工事の導入初期段階においては、従来基準による 2 次元の設計データにより発注することになるが、この場合、発注者は契約後の協議において「3次元起工測量」及び「3次元設計データ作成」を受注者に実施させ、これにかかる経費については見積り提出を求め、その内容を確認の上、工事費（共通仮設費）にて当該工事で変更計上するものとする。

イ 設計データ等の貸与

発注者は、詳細設計において、ICT 活用工事に必要な 3 次元設計データを作成した場合は、受注者に貸与するほか、ICT 活用工事を実施するうえで有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、積極的に受注者に貸与するものとする。

なお、貸与する 3 次元設計データに 3 次元測量データ（グラウンドデータ）を含まない場合、発注者は契約後の協議において「3次元起工測量」及び「貸与する 3 次元設計データと 3 次元起工測量データの合成」を受注者に実施させ、これにかかる経費については見積り提出を求め、その内容を確認の上、工事費（共通仮設費）にて当該工事で変更計上するものとする。

(3) 工事費の積算

発注者は、発注に際して大分県土木工事標準歩掛（従来施工）に基づく積算を行い、発注するものとするが、受発注者間の協議により ICT 活用工事を実施することとなった場合には、土木工事標準歩掛（ICT 施工）及び国土交通省 ICT 活用工事積算要領に基づく積算を行い、落札率を乗じた価格により契約変更を行うものとする。

(4) 現場見学会・講習会の実施

ICT 活用工事の推進を目的として、官民等を対象とした見学会を適宜実施するものとする。また、より実践的な講習会等の開催についても検討するものとする。

6 実施証明

ICT 活用施工を実施した場合にあって受注者が希望する場合、発注者は「ICT 活用証明書」(別添一五) を発行するものとする。

7 その他

本要領に定めのない事項については、受発注者間で協議して定めるものとする。

8 施行期日

本要領は、令和 6 年 5 月 15 日から施行する。

<履歴>

令和 5 年 7 月 25 日制定

令和 5 年 10 月 5 日制定

<添付資料>

別添一 ICT 活用工事と適用工種

別添二 特記仕様書の記載例（「受注者希望型」ICT 活用工事）

別添三 ICT 活用工事（基礎工）の計画書

別添四 ICT 活用工事（基礎工）の実施フロー

別添五 ICT 活用証明書

<参考>

国土交通省ホームページ ICT 活用工事

https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000051.html

大分県ホームページ ICT 活用工事実施要領・手引きについて

<https://www.pref.oita.jp/soshiki/18700/ictkatuyoukouji.html>

ICT 活用工事と適用工種

《 表－1 ICT活用工事と適用工種 》

段階	技術名	対象作業	建設機械	監督・検査 施工管理	備考
3次元起工測量／ 3次元出来形管理 等施工管理	空中写真測量(無人航空機)を用いた起工測量(土工)	測量	—	①、④、⑬、⑭、⑮	
	地上レーザースキャナーを用いた起工測量(土工)	測量	—	①、⑤、⑯	
	TS等光波方式を用いた起工測量(土工)	測量	—	①、⑥	
	TS(ノンプリズム方式)を用いた起工測量(土工)	測量	—	①、⑦	
	RTK-GNSSを用いた起工測量(土工)	測量	—	①、⑧	
	無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量(土工)	測量	—	①、⑨、⑬、⑭	
	地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量(土工)	測量	—	①、⑩	
	施工履歴データを用いた出来形管理技術	出来形計測 出来形管理	ICT 建設機械	②、③、⑪、⑫	地盤改良工
ICT建設機械 による施工	3次元マシンコントロール技術 3次元マシンガイダンス技術	地盤改良	ICT 建設機械	—	

【関連要領等一覧】	①3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編 ②3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)表層安定処理等・固結工(中層混合処理)編 ③3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)固結工(スラリー攪拌工) ④空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案) ⑤地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案) ⑥TS等光波方式を用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編) ⑦TS(ノンプリ)を用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案) ⑧RTK-GNSSを用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案) ⑨無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案) ⑩地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案) ⑪施工履歴データを用いた出来形管理要領(表層安定処理等・中層地盤改良工事編)(案) ⑫施工履歴データを用いた出来形管理要領(固結工(スラリー攪拌工)編)(案) ⑬無人飛行機の飛行に関する許可・承認の審査要領 ⑭公共測量におけるUAV の使用に関する安全基準 - 国土地理院 ⑮UAVを用いた公共測量マニュアル(案)- 国土地理院 ⑯地上レーザースキャナを用いた公共測量マニュアル(案)- 国土地理院
-----------	--

特記仕様書の記載例（「受注者希望型」ICT活用工事）

第〇〇条 ICT 活用工事について

1 ICT 活用工事

本工事は、国土交通省が提唱する i-Construction に基づき、ICT の全面的活用を図るため、受注者の提案・協議により、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について 3 次元データを活用する ICT 活用工事の対象工事である。

なお、ICT 活用工事の試行にあたっては、佐伯市が定める「ICT 活用工事試行要領（以下、試行要領）」により実施することとする。

＜試行要領に定めのある工種＞

土工、作業土工（床堀）、土工 1,000 m³未満、小規模土工、法面工、付帯構造物設置工、擁壁工、地盤改良工、基礎工、河川浚渫、舗装工、舗装工（修繕工）、構造物工（橋梁上部）、構造物工（橋脚・橋台）、港湾浚渫工

2 ICT 機器類

ICT 施工を実施するために使用する ICT 機器類は、受注者が調達すること。また、施工に必要な ICT 活用工事用データは、受注者が作成するものとする。使用するアプリケーション・ソフト、ファイル形式については、事前に監督員と協議するものとする。

発注者は、3 次元設計データの作成に必要な詳細設計において作成した CAD データを受注者に貸与する。また、ICT 活用工事を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、施工区間の前後を含め必要な範囲を積極的に受注者に貸与するものとする。

3 出来形数量の算出

土木工事施工管理基準及び規格値に基づく出来形管理が行われていない箇所で、出来形測量により形状が計測出来る場合は、出来形数量は出来形測量に基づき算出した結果とする。

4 調査への協力

受注者は、当該技術の施工にあたり、活用効果等に関する調査を行うものとし調査の実施及び調査表については、別途指示するものとする。

5 その他

本特記仕様書に疑義を生じた場合または記載のない事項については、監督員と協議するものとする。

第〇〇条 ICT 活用工事における適用（用語の定義）について

図面とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更または追加された設計図、

工事完成図、3次元モデルを復元可能なデータ（以下「3次元データ」という。）等をいう。

なお、設計図書に基づき監督員が受注者に指示した図面及び受注者が提出し、監督員が書面により承諾した図面を含むものとする。

第〇〇条 ICT 活用工事の費用について

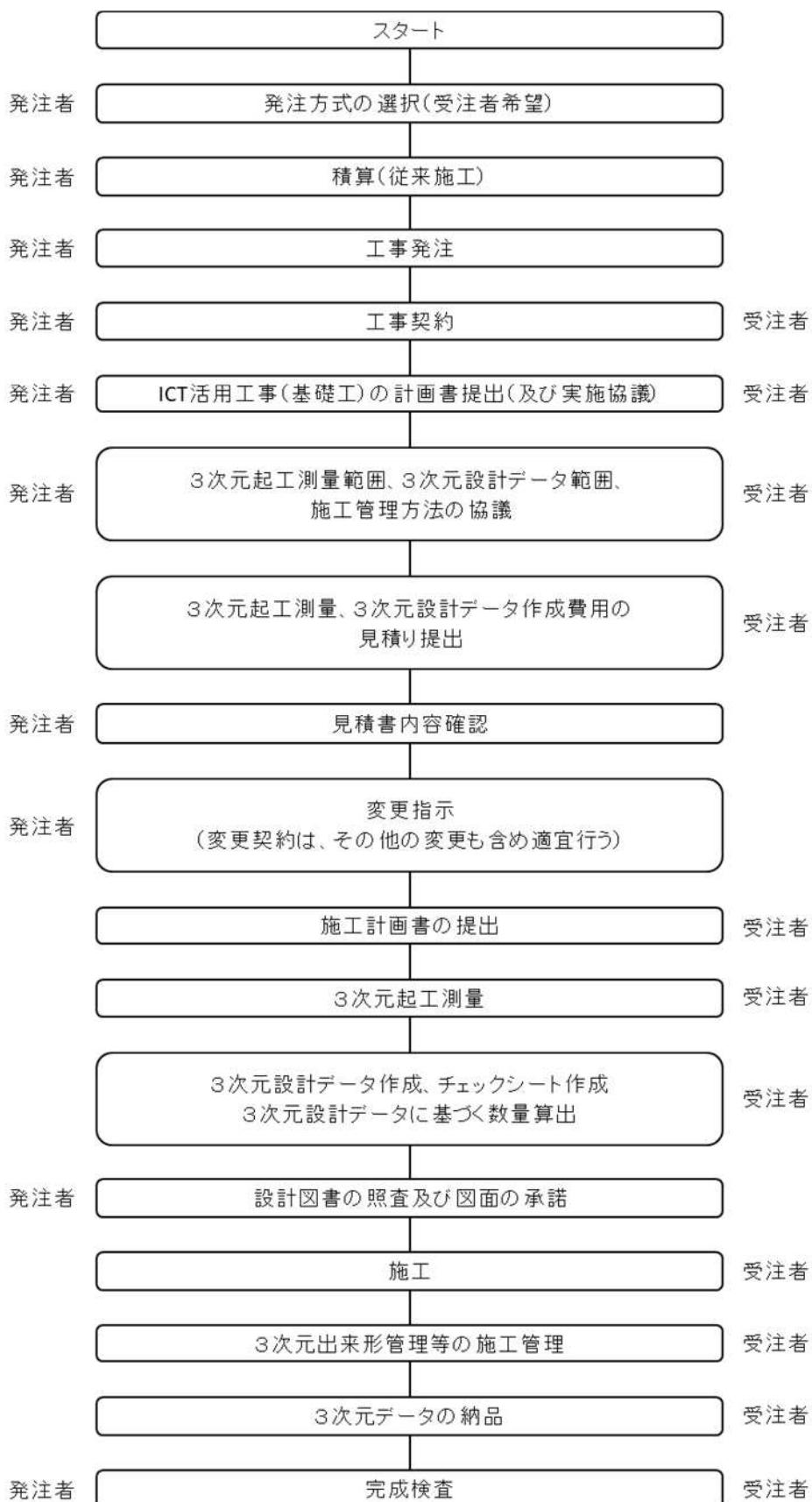
- 1 受注者が、契約後、施工計画書の提出までに発注者へ提案・協議を行い、協議が整った場合、ICT 活用工事を実施する項目については、設計変更の対象とし、「大分県土木工事標準歩掛」、「大分県港湾積算資料」及び「国土交通省 ICT 活用工事積算要領」に基づき費用を計上することとする。
- 2 施工合理化調査を実施する場合はこれに協力すること。

I C T 活用計画書（基礎工）

工事名				
【内 容】				
チェック欄	ICT活用段階	作業内容	採用する技術番号	技術番号・技芸名
<input type="checkbox"/>	①3次元起工測量			1. 空中写真測量(無人航空機) 2. レーザースキャナー 3. TS等光波方式 4. TS(ノンプリズム方式) 5. RTK-GNSS 6. 無人航空機搭載型レーザースキャナー 7. 地上移動体搭載型レーザースキャナー 8. その他3次元計測技術
<input type="checkbox"/>	②3次元設計データ作成	※3次元出来形管理に用いる3次元設計データの作成であり、ICT建設機械にのみ用いる3次元設計データは含まない		
<input type="checkbox"/>	③ICT建設機械による施工			
<input type="checkbox"/>	④3次元出来形管理等の施工管理	出来形管理		1. 空中写真測量(無人航空機) 2. レーザースキャナー 3. TS等光波方式 4. TS(ノンプリズム方式) 5. RTK-GNSS 6. 無人航空機搭載型レーザースキャナー 7. 地上移動体搭載型レーザースキャナー 8. その他3次元計測技術
<input type="checkbox"/>	⑤3次元データの納品			

(注)「受注者希望型」は、ICTを活用する施工プロセスにチェック(■、✓など)を付けること。(②、④、⑤は必須)

I C T 活用工事（基礎工）の実施フロー



○ ○ 第 ○ ○ 号
令和〇年〇月〇日

株式会社 ○○○○ 様

佐伯市長

公
印

I C T 活用証明書

下記工事について、 I C T の実施を証明する。

工 事 名：令和〇年度 ○○○○第〇号 ○〇工事

工 期：令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日

完 成 年 月 日：令和〇年〇月〇日

I C T 実施内容（実施した内容に、 ■を附している）

- 3次元起工測量
- 3次元設計データ作成
(□：3次元設計データを発注者が貸与)
- ICT 建機による施工（実施工種：〇〇工）
- 3次元出来形管理等の施工管理（実施工種：〇〇工）
- 3次元データの納品（実施工種：〇〇工）